

第4回韓日特殊教育セミナー報告

齊藤 宇開

(教育支援研究部)

上月 正博

(放送大学)

穴戸 和成

(文部科学省特別支援教育課視学官)

植島 綾子

(旧総務課)

I. はじめに

「日韓特殊教育セミナー」は、独立行政法人国立特殊教育総合研究所（NISE）と韓国国立特殊教育院（KISE）の間で共同研究の実施、特殊教育情報の交換、研究者の交流等を進めるために、平成7年（1995年）に締結された協力協定に基づく取り組みの一環として開催される特殊教育セミナーで、日韓の特殊教育における成果と課題について、両国で共有すると共に今後の方向性を探る目的で、定期的に開催されるものである。

第1回は平成13年2月（2001年）に当研究所において「日韓の特殊教育の現状と今後の方向」、第2回は平成14年2月（2002年）に韓国国立特殊教育院において「韓日の特殊教育伝達体系の現状と今後の動向」、第3回は平成15年（2003年）2月に当研究所において「日韓の重度・重複障害児教育の現状と今後の方向性」をテーマに開催され、第4回は平成16年（2004年）2月に韓国国立特殊教育院において開催された。第5回は当研究所で開催予定である。

II. 第4回韓日特殊教育セミナーの概要

1. 主 旨

「日韓特殊教育セミナー」は、独立行政法人国立特殊教育総合研究所（NISE）と韓国国立特殊教育院（KISE）の協力協定に基づき、定期的に開催するものである。本セミナーの成果は両国で共有し、両国の特殊教育の発展に寄与するものである。

2. テーマ

「韓日の統合教育（交流教育）政策の実際の比較」

3. 日 程

平成16年2月4日（水）から7日（土）

2月4日（水）訪韓 オリエンテーション

2月5日（木）韓国キュンジン学校訪問
韓国政府教育人的資源部
特殊教育保健課訪問

2月6日（金）セミナー参加

2月7日（土）帰国

4. 会 場

韓国国立特殊教育院

5. 参加者

日本側

上月正博 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
課長

穴戸和成 国立特殊教育総合研究所聴覚・言語障害教育研究部 部長

齊藤宇開 国立特殊教育総合研究所知的障害教育研究部 研究員

韓国側

李 孝子 教育人的資源部特殊教育保健課 課長

姜 慶淑 韓国国立特殊教育院 研究士

姜 大植 韓国発表者：大邱ネダン初等学校 教諭



図1 セミナー参加者とともに

6. プログラム

開 会：金 容郁 院長

日本側挨拶：上月 正博 課長

発表1：統合教育（交流教育）政策

日本：日本の特殊教育の現状と新しい流れ
（発表者）上月正博

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
課長

韓国：韓国における統合教育政策

（発表者）李 孝子

教育人的資源部特殊教育保健課 課長



図2 上月課長挨拶

発表2：統合教育（交流教育）のための支援体系および教師の協力

日本：日本の特殊教育における交流教育と通級による指導
（発表者） 宍戸和成
国立特殊教育総合研究所聴覚・言語障害教育
研究部 部長

韓国：統合教育を行うための協力システム
（発表者） 姜 慶淑
韓国国立特殊教育院 研究士

発表3：統合教育（交流教育）の事例

日本：統合教育（交流教育）の事例
（発表者） 齊藤宇開
国立特殊教育総合研究所知的障害教育研究部
研究員

韓国：統合的アプローチによる特殊教育要求児童の社会
適応能力の伸張
（発表者） 姜大植
大邱ネダン初等学校 教諭

Ⅲ. セミナー発表の概要

今回の韓日セミナーでは、両国の特別支援教育課（韓国では特殊教育保健課）課長が、最新の自国の教育政策について発表した。そこで、本報告では、発表1の統合教育（交流教育）政策について、その発表概要を報告する。

1 日本の特殊教育の現状と新しい流れ

はじめに、日本側から、「日本の特殊教育の現状と新しい流れ」というテーマの下に、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 上月正博課長が報告を行った。

(1) 日本の特殊教育制度

学校教育法において、特殊教育を含む幼稚園から大学ま

での学校制度全体について規定しており、特殊学校（約1,000校、9.4万人内義務教育は5.1万人）：盲学校、聾学校、養護学校（肢体不自由、知的障害、病弱）、通常学校における特殊学級（約3万学級、8.2万人）、通級指導教室（週に2－3時間特別の指導）（約2,200学級、3.2万人）がある。ほとんどの軽度の障害の子どもは、通常学級で指導を受けるが、日本は、全ての障害のある子どもたちに義務教育の機会を保証している。

(2) 学習指導要領と交流教育の推進

学習指導要領は、文部科学大臣によって決定される。特殊学校の教育課程の基準は、通常学校の基準に準じて検討される。

現行の指導要領は、実施されて2年経過するが、特殊学校のみならず通常学校にも児童生徒の交流活動の機会を設けるよう努力義務を課している。（特殊学校の平均交流活動数：1年間に約20時間）

(3) 特殊教育の最近の状況

① 特殊教育形態に在籍する児童生徒数

特殊教育総計：0.965%（1993）→1.477%（2002）、特殊学校：0.369%（1993）→0.458%（2002）、特殊学級：0.507%（1993）→0.733%（2002）、通級指導教室：0.09%（1993）→0.285%（2002）の割合で増加している。

② 障害児童生徒のニーズの多様性

特殊学校における重複障害児童生徒の割合は43.4%（2002）、通常学級において特別な支援を必要とする児童生徒の割合は6.3%（2002）である。

③ 特殊教育の質

特殊学校免許保有教師の割合は約50%であり、教師と医療や福祉分野における専門家との協力がますます重要である。

④ 地方分権その他の改革

(4) 特別支援教育の在り方に関する協力者会議報告

21世紀における特殊教育の在り方についての報告（2001年1月提出）の基本的な考え方に基づいて、2003年3月に提出されたこの新しい報告は、特殊教育システムを障害のある児童生徒の多様性に応じて教育の質の向上を図ることに焦点をおいた特別支援教育のシステムに進化させていくことを目的としている。

① 三つの方法（仕組み）

- 1) 「個別的教育支援計画」：児童生徒の成長を効果的に支援する計画・実行・評価のサイクル
- 2) 「特別支援教育コーディネーター（仮称）」：児童生徒を支援する教師、専門家、親、他の関係者を調整するキーパーソン
- 3) 関係機関のネットワーク化：学校等の活動を援助するため、障害者の特別支援を行う地域協働委員会の活性化

② 学校の在り方

- 1) 特殊学校：盲学校、聾学校、肢体不自由・知的障害、病弱を対象とする養護学校がすべての都道府県においてそれぞれ最低1校は、設置されなければならないという制度については、柔軟性と通常学校を含む地域社会との関係が必要とされている。
- 2) 通常学校：通常学校の全体的な体制整備と、特殊学級において児童生徒のニーズの多様性により適切に対応するための柔軟性を有することが必要とされている。

③ 特別支援教育体制を支える専門性の強化

強化についての多角的な視点：教師、学校のマネジメント、協働、ネットワーク化

特殊教育総合研究所は、より効果的な研究と研修の全国レベルのセンターを確立するため、企画調整機能を強化する必要がある。

(5) 現在の活動

- ① 理解と意欲
- ② ネットワーク化（パートナーシップ）
- ③ 地域システムにおけるモデル開発
- ④ ガイドライン
- ⑤ 中核的人材に対する研修

2 韓国における統合教育政策

続いて、韓国側から、「韓国における統合教育政策」というテーマの下に、教育人的資源部特殊教育保健課 李孝子課長から、報告が行われた。

韓国では、特殊教育が必要な障害児が家から遠くない学校で統合教育を受けられよう、小・中学校教育法第59条に「国家及び地方自治団体は特殊教育を必要とするものが、幼稚園・小・中・高等学校及びこれに準ずる各種学校にて教育を受けようとする場合には、特定の入学手続き、教育課程の整備等により、統合教育を実施するのに必要な施策を講じなければならない」と規定し、次のような政策を推進している。

(1) 障害理解教育

韓国では、幼稚園・小・中・高等学校に在籍する全ての児童・生徒を対象に、障害児者に対する認識を改善させるための活動、障害施設で行うボランティア活動、障害体験活動等の障害理解教育を、毎学期毎に1回以上実施している。なお、一般教師を対象に、最低1回以上の特殊教育に関する現職研修（職務研修：60時間）を義務化し、その現職研修を履修した教師に限って統合学級の担任教師として配置するという政策を推進している。

(2) 一般学校における障害児・者のための施設・設備の拡充

一般学校への通学を妨げる物理的要因としては、移動に関することと、教材教具の二つの改善が必要だと考えている。そこで、2002年に特殊教育振興法を改訂し、「各学校の長は特殊教育の便宜のため『障害児・者、老人、妊婦等の便宜保障の増進に関する法律』の規定に基づく便宜施設を設置しなければならない」と規定している。また、この法の付則には「この法の施行時に、特殊学級を設置している一般学校の長は、この法の施行後から3年以内に障害児・者のための便宜施設を設置しなければならない」と規定している。

また、特殊教育振興法第15条1項における『一般学校の長は特殊教育対象児、彼らの保護者あるいは特殊教育機関の長が、統合教育を要求する場合、特別な事由がない限りこれに応じなければならない』という規定に加え、その第2項を改訂して「一般学校の長は第1項の規定に基づいて統合教育を実施する場合、大統領令に定められている規定に準ずる特殊学級を設置・運営するとともに、予算の範囲内で特殊教育に必要な教材・教具を整えなければならない」と規定している。

(3) 障害のある幼児に対する無償教育費の支援

韓国では、1994年の特殊教育振興法第5条により、小学校及び中学校を義務教育とし、幼稚園と高等学校の教育についてはそれを無償とするとしている。しかし、公立の幼稚園に通うために遠距離通学をする必要があった。そのため、2003年から私立幼稚園を対象に無償教育費を支援している。

(4) 特殊学級の増設

韓国では特殊学級を「特殊教育対象児の統合教育を実施するために高等学校以下の学校に設置された学級として彼等の能力に応じて、全日制、時間制等で運営される学級」と定義している。従って、全日制よりも時間制の形態で統合教育を促進するという政策を推進している。また、「幼稚園・小・中・高等学校において特殊教育対象児が1人以上12人以下の場合、特殊学級を一つ以上設置することができる」ように法律を改定し、全ての一般学校の中に特殊学級を設置することが可能になり、特殊学級を増設する政策を現実化している。

(5) 特殊学校の運営形態の転換

韓国では、障害のある子どもたちが家から近い一般学校にて統合教育を受けられるよう、特殊学校の小規模化・分散化及び、障害カテゴリーを非範疇化するとの政策を進めている。

(6) 特殊教育補助員の配置及び治療教育（自立活動）の強化

一般学校の中でも障害のある子どもが学習活動に参加しやすいように支援する特殊教育補助員の配置も推進している。学校の指定・配置の順番は、統合教育を行っている一

般学校、一般学校の特殊学級、そして特殊学校の順である。なお、重度・重複障害児のいる場合にはさらにその優先権が与えられるようになる。

(7) 一般教員の特殊教育に対する責務

全ての教員に対して特殊教育への責務を確立させるため、大学での教育課程のみではなく、現職研修の教育課程の中にも「特殊教育概論」科目を必須科目として位置づけている。また、各学校の統合学級を担当する教師を対象に「統合教育遂行能力評価性」を施行する政策を進めている。

(8) 特殊教育支援センターの設置・拡大及び運営

2001年から、より適切な特殊教育と関連サービスを提供するため、地域教育庁を単位として「特殊教育支援センター」を設置・運営している。しかし、担当教師の配置等の遅れが目立つため、2004年までに全国180地域における全ての教育庁に特殊教育センターを設置するとともに、専門の担当教員の配置と運営費等を支援する政策を進めている。



図3 李課長発表

3 質疑応答

全ての発表が終了した後、質疑応答が行われた。今回は、主に韓国側の参加者から、以下に示すような日本の制度を含めた質問が寄せられた。

Q1：(韓国)

①日本では、特殊学校での交流教育を統合教育として定義しているのか。

②韓国ではいまだに特殊学校を増設したり、分離教育を増やすという計画があり、統合教育をしながら普通教育の場を増設するという要望や方向をどのように考えるか。

A1：日本の制度では、統合教育の定義はない。インクルーシブエディケーションとは広い意味を持っていて日本においてもその人によっていろんな捉え方をしている。基本的には、障害のある人たちが、少しでもその能力を発揮し、自立をし、少しでも、社会参加する力を付けてあげたい。

それを目的にしているもので、例えば通常学校に入って、健全な子どもたちと付き合いをしたり、交流をしたり理解したりすることが重要なことではあるけれど、そのことだけで子どもたちに力がつくわけではなく、どこに視点をおくかということだ。もちろん障害のない子どもたちとつきあったり、活動したりすることは大事だとわかっているが、そのことを最大の優先権だという考えはとっていない。

Q2：特殊学校での統合教育は現状としてあるか。

A2：特殊学校の中には健全児は入っていない。特殊学校に入っている子どもは例えば運動会を一緒にするため小・中学校に行くとか、音楽の授業をするために行くことが一般的である。

Q3：日本では、現在、分離教育というか、特殊学校を増やすという計画はないのか。

A3：日本では、特殊学校を増やすかの権限は設置者である都道府県が判断する。それについて、国は例えば教員の給与の補助をする等なので、予想がつかない。今1000校あるが特殊教育の専門家から見れば、かなりの財産があるという見方をしている。

第2次大戦前は、盲学校と聾学校はあった。盲学校・聾学校の教師としての資格は正確に記憶していないが、なかったのではないかと思います。

戦後、学校教育法ができて盲学校・聾学校・養護学校の先生の養成をしなければならなくなったが、学校に見合うだけの先生がすぐには養成できないということでしばらくは一般の免許状を持っている人が聾学校などの教師をしてもかまわないという特例を設けた。

1948年から盲学校と聾学校の義務制が施行され、急きよ教員を集めなければならなかったということも特例を設けた理由であったと思う。

特殊学校の場合、二つの免許がいるわけだが、そういう人は半分程度しかいない。このことは大きな課題となっている。教師の配置の権限は、都道府県にあるので都道府県と協力しながら、研修計画、養成計画を立てているところである。

韓国は免許が一つで特殊教育の免許を持っている人は通常教育を教えることはできないと思うが、日本はジェネラルエディケーションも全員でき、その上で特殊学校の免許を取ることになっている。そのことに良い悪いの議論があるが、それ以上に現在二つの免許を持っている人は特殊学校で半分しかいないことに重要な課題があると思う。設置者である都道府県と努力していかなければならない。

Q4：就学できない子どもの割合について教えてほしい。

A4：日本の就学できない子どもの割合は、0.0001%。す

すべての子どもの99.999%は教育を受けている。重い障害の子どもたちは病院の隣に学校（病弱養護学校）が100校弱、病院の中に学校（院内学級）を設けたり、家から出られない子どもは養護学校の教師が教材を持って週に3回くらい出かけて様子を見ながら、指導したり支援をしたりしている。それでも通学したい障害の重い子には通学バスをバリアフリーにしたり学校に看護師をおいて通学できるようにしている。

Q5：3歳から5歳の子どもの進路の決定方法について教えてほしい。

A5：保育園、幼稚園に行かせるのは保護者の選択で行政で行き先を決めることはない。

ほとんどの子どもはどちらかに通っている。ただし、聴覚・視覚などの早期教育が必要な場合は特殊学校の幼稚園を設けているところを保護者が選ぶ場合も少なくない。

小学校は親の意見や子どもの様子を見て小学校の設置者である市町村がどこに行くかを決める。行政と保護者でかなりの話し合いをする。また、決定に対して不服を申し出ることもできる。

Q6：韓国の場合、聾学校では1週間に1回一般学校で勉強しているが、日本の場合はどうか。

A6：日本の場合もコミュニケーション等の問題があり難しいことがある。先生が付き添って行うのは盲学校や聾学校の子どもの多い。知的障害の子どもは低学年ではするが、だいたい3年生以上になると難しくなることがある。

Q7：教育課程は特別支援教育のために特別に用意されているのか。

A7：日本には小学校・中学校・高等学校と盲学校・ろう学校・養護学校の学習指導要領がある。盲・ろう・養護学校・肢体不自由児は小・中と同じ学習指導要領、知的障害は、独自の指導要領がある。教科名は同じだが、内容が子どもの実態にあっている。

Q8：今後、統合教育のために、発展しているITが、障害児教育の道具として使用できるようだが、支援の現状と支援方法はどうなっているのか。また、実行する際の予算はどうなっているのか。

A8：どの国もそうだと思うが、日本では特殊学校・小・中学校・高校を含めて、まずハード面を整備した。どの学校にもコンピュータがあってインターネットにつながるよう従来進めてきた。当然国の補助である。

特に障害のある子どもには、PCでも、目が不自由であれば、点字のディスプレイがあったり、音声で出すよう工夫された機械で活用するよう指導している。

予算については、ハード面は設置者である市町村が出すが、その上で50%ぐらい国が負担する。

IV. 韓国政府教育人的資源部特殊教育保健課 Ms. Hyou ju Lee保健課長との懇談

① 説明

○特殊教育振興法1977年6回改訂、個のニーズに合わせた教育へ

○韓国では、小学校・中学校が義務教育、幼稚園・高等部が無償教育

○1994年、一般学校で障害児を拒否すると罰則あり。500万ウォン

○特殊教育教員の養成…養成大学：27校
大 学 院：39校

今年、初めて通常の学級への「特殊教育補助員」の導入を検討中。

○就学指導：アメリカ的、運営委員会が決める、1994年
就学先を親が決めることに

↓ ……問題点である

①通常の学級

②特 学

③養護学校

○免許状について

障害種別の免許は、2000年前までは別々だったが、2000年度から一つになった。（重複障害が多いので障害別の免許はない）

養護学校の免許には、小・中・高の区別がある。さらに、視覚障害・聴覚障害には治療教育の免許もある。

② 質疑応答

Q1：日本では、普通免許の他に、特殊学校の免許が必要となっている。

韓国では、特殊学校の免許だけ取ればよいということだが、学校に配置するとき職場の数が少ないので、アンバランスは生じないのか。

A1：養護学校と特殊学級に配置されている教員は4,400人である。

特殊教育の免許を取った人は、特殊学級も勤務できる。また、小・中学校の免許を取った人は、特殊教員の免許を持っていなくても特殊学級で教育ができる。

今は半分ぐらい特殊学級がおいてあるが、目標として、全ての学校に特殊教師を置いて、近くの生徒が通えるよう法律化しようと検討中である。

Q2：1人の教師がいろいろな障害の対応ができるのか。

A2：今までは、区別していたが、（盲・ろう・視覚など）

総合して全部できるようにする計画がある。

Q3：養成大学で養成するのと大学院で養成するのでは、カリキュラムに違いはあるのか。

A3：大学院で資格を取るためには普通の免許を取った上で特殊教育の単位を取る。養成大学でとる単位より少ない。

Q4：大学院を出たか出ないかで、待遇面での違いはあるのか。

A4：特にない

Q5：全ての学校に特殊学級を置きたいということだが、日本では設置者である市町村が、作りたいといえば特殊学級を作ることができる。その上で国が補助している。

韓国では、どのように全ての学校に特殊学級を作るのか。義務とするのか。

A5：現在は指導教育委員会の長の考え方、一人でもいれば作ることができる。

Q6：国立の養護学校が5校、私立の養護学校が87校あるが、両方とも無料なのか。

A6：国も私立も、教育費は無料である。

教員の給与から、事務費・行政・設備費すべて100%国が負担している

Q7：私立と国立とどこが違うのか。

A7：お金を負担するのは同じであるが、私立は学校の主体（学校長）が、採用することができる。また、権利・財産は創った人の財産である。

カリキュラムスタンダードは同じである。

教員の免許についても同じである。

V. 国立情緒障害教育機関「キューンジン学校」概要

1. 学校の概要

1997.2.27 認可

① 教職員（2003.3現在）

教員 59名

一般職 33名

② 学生数

幼稚部 一般 42名、特殊 15名、計57名

初等部 1年 11名、2年 16名、3年 16名、
4年 16名、5年 19名、6年 17名
計95名

中等部 1年 19名、2年 18名、3年 20名
計57名

高等部 計65名



図4 教材教具の工夫
～部屋全体がジャングルジムに～

③ 障害別

自閉症 102名、ADHD 96名、

重複精神遅滞 72名、重複肢体不自由 4名

④ 教育課程の編成

<教科>

治療教育活動—言語・作業感覚知覚・心理適応

裁量活動

特別活動—自治・適応・啓発

<特性の考慮と教育活動>

日常生活適応訓練—養歯指導、食事指導、現場体験学習、

自立通学訓練・生活館利用・学生訓練活動

治療教育—朝の運動、共同遊技、感覚・機能運動

潜在能力啓発—スケートボード、音楽活動（韓国伝統音楽）、水泳

⑤ 統合教育の取り組み

障害理解教育—一般の中学生が来校して障害を理解する。

統合教育懇談会—一般の中学生と先生との会合。現在、

6名の子どもが一般の学校に行って

統合教育を受けている。

⑥ 親の参加と家族支援

親の相談は随時行っている。

親への教育は月1回

運営委員会は毎年6回ぐらい開催している。

ホームページ www.kj.sc.kr/に400枚以上の写真を載せ、冬休み中も毎日のように親と先生との連絡をしている。

⑦ 教育の専門性について

職務研修（月1—2回全体・課程別に開催）

教科研究協議会（月1回）

授業研究

学生指導一人一事例



図5 国立情緒障害教育機関「キュンジン学校」

VI おわりに

第4回韓日セミナーには、両国の特別支援教育課長（韓国では特殊教育保健課課長）が参加した。セミナー参加者からの質問の多くは、日本における特殊教育から特別支援教育への改革期の中心的役割を担ってきた上月課長への質問だった。そこで、本報告では両課長の報告及びセミナー参加者との質疑応答を中心に述べた。日本の改革に対する関心が、韓国では想像以上に高いことがよく理解できると思う。

今回のセミナーでは、韓国キュンジン学校や、韓国政府教育人的資源部特殊教育保健課の訪問など、たいへんな歓迎を受けた。ご尽力頂いた韓国特殊教育院の皆様に感謝の意を表したい。また、今後も両国の特別支援教育の発展に寄与すべく、このセミナーが発展、継続するために努力したいと考えている。

